# 在留申請の利用者登録をしましょう

利用者登録マニュアル(弁護士・行政書士)

# はじめに

## このマニュアルの目的

このマニュアルでは、在留申請オンラインシステムを使うために、利用者登録をする方法を説明します。

### 対象読者

外国人の代理人として在留申請をする弁護士・行政書士の方

### 発行年月

2022年3月

### 著作権

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

## もくじ **目次**

1.	利用者登録のしかた	1
1.1	利用者登録の前に準備しておくこと	. 1
1 2	アー利用者情報を登録する	2

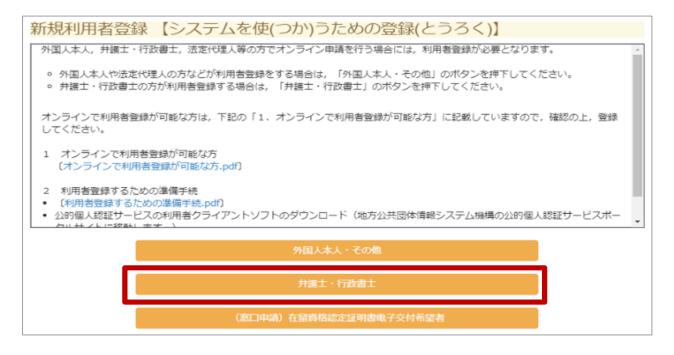
## 1. 利用者登録のしかた

## 1.1 利用者登録の前に準備しておくこと

利用者登録には、申請等取次者証明書番号が必要です。申請等取次者証明書番号がわかる書類を準備してください。

## 1.2 利用者情報を登録する

1 トップページの [新規利用者登録【システムを使(つか)うための登録(とうろく)】] で [弁護士・ 行政書士] をクリックします。



利用者情報登録画面が表示されます。

#### 2 利用者情報登録画面で、利用者情報を入力します。



No.	項目	説明
1	利用者氏名	氏名を入力してください。
2	性別	性別を選択してください。
3	生年月日	生年月日を入力してください。
4	住居地(都道府県市区町村)	所属事務所の所在地を市区町村まで入力します。 [検索]をクリックしてください。検索画面が表示されます。 [検索条件]で都道府県を選択し、[検索]クリックしてください。 [検索結果]の中から、市区町村を選択してください。
5	住居地(町名丁目番地号等)	所属事務所の所在地の、町名以下を入力してください。
6	利用者連絡先 電話番号	所属事務所の固定電話番号か、携帯電話またはスマートフォンの 電話番号を入力してください。
7	メールアドレス	所属事務所のメールアドレスを入力してください。
8	メールアドレス(確 認)	所属事務所のメールアドレスを再入力してください。
9	利用者の区分	[弁護士・行政書士] を選択してください。

No.	項目	説明
10	申請等取次者証明	[申請等取次者証明書番号の確認方法] を参照して、申請等取次
	書番号	者証明書番号を入力してください。

3 [利用規約はこちら]をクリックして、利用規約を確認します。



4 [利用規約に同意します。] のチェックボックスをチェックします。



#### 5 [確認] をクリックします。



[利用者情報確認(STEP2)] の画面が表示されます。

### こんなときは

エラーが出た場合は、赤いアイコン <sup>1</sup> が表示されている個所を修正してください。

請等取次者証明書番号
 「(にゅうかん)から認(みと)められた,代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】

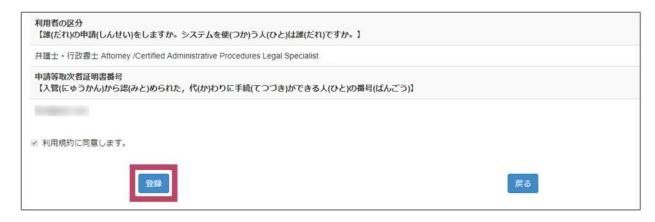
修正が完了したら、再度 [確認] をクリックしてください。

6 入力した内容が正しいかどうかを確認します。



修正する場合は[戻る]をクリックしてください。入力画面に戻ります。

7 [登録] をクリックします。



[利用者情報登録完了(STEP3)] の画面が表示されます。

8 [トップページへ戻る] をクリックします。



トップページへ戻ります。利用者情報登録画面で入力したメールアドレスに、利用者情報登録通知 が届きます。利用者情報登録通知のメールが届いたら、パスワードの初期設定をしてください。

なお、在留申請オンラインシステムのトップページやログイン画面などを開いたままの状態で、利用者情報登録通知のメールに記載されているURLからパスワード初期設定を行おうとすると、エラーとなるため、在留申請オンラインシステムの画面を閉じてから、パスワードの初期設定を行ってください。

以上で、在留申請オンラインシステムの利用者登録は完了です。

次は、在留申請オンラインシステムで在留申請します。在留申請する方法は、「オンラインで在留申請をしましょう」のマニュアルを参照してください。